

静岡県感染症対策専門家会議

令和4年度 第2回 新興感染症等対策検討部会

令和4年6月22日（水）18：00～

本日の議題

<協議事項>

感染症対策を担う人材育成について

- ① 育成する人材と今年度の議論の進め方
- ② 各人材の役割と研修項目
- ③ 令和4年度の研修について

<報告事項>

厚生労働省次期感染症サーベイランスシステムについて

国の健康危機管理庁創設の動きについて

感染症対策を担う人材育成について

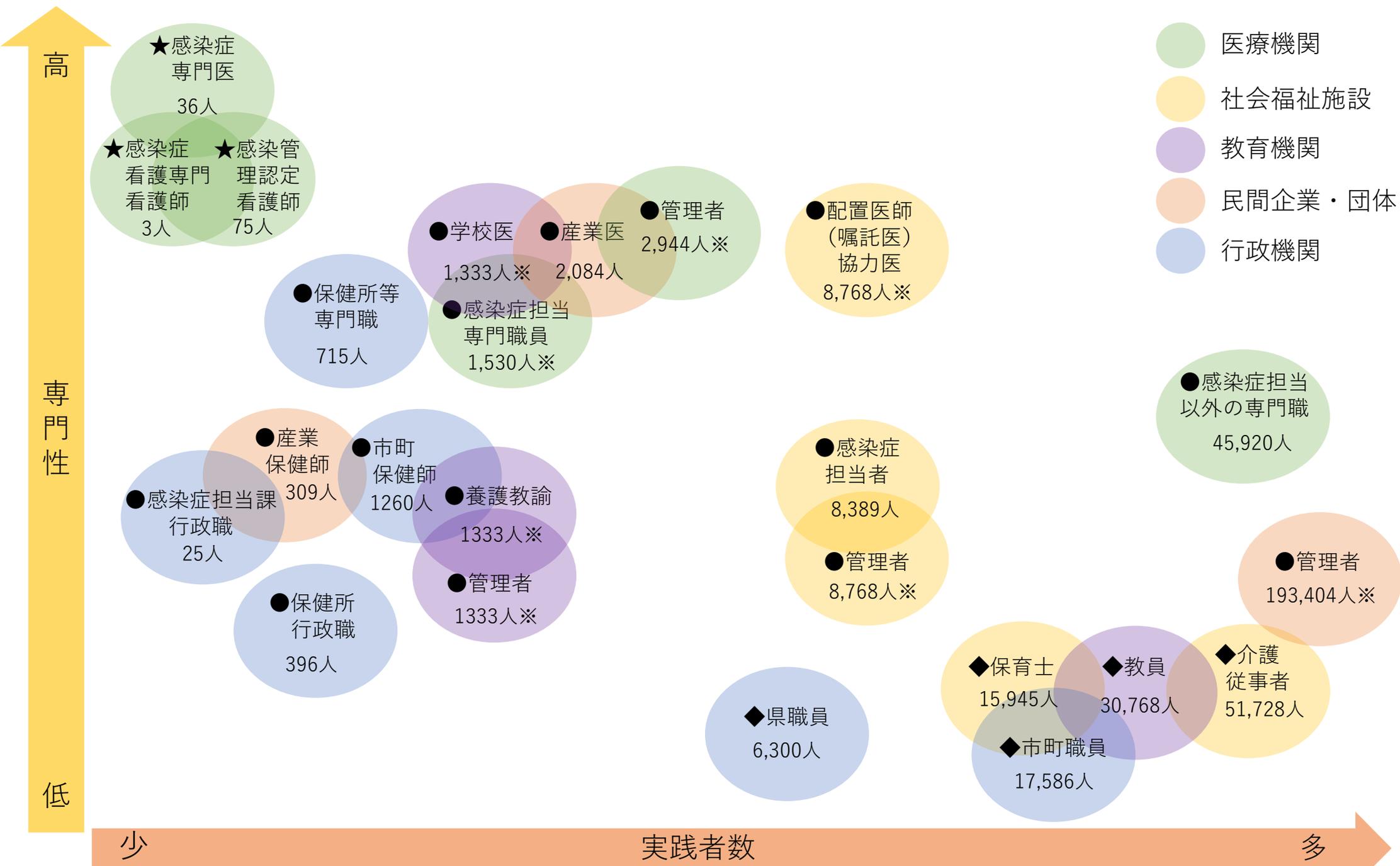
論点① 対象とする人材と今年度の議論の進め方

○育成する人材としての対象の考え方

○感染症管理センターの関わり

○今年度の議論の進め方

感染症対策を担う人材像の想定



※施設数から推計

人材育成と感染症管理センターの関わりについて

区分	役割	感染症管理センターの関わり
<p>★高度の専門性を必要とする人材 (感染症専門医、感染管理認定看護師等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の人材育成の講師等を担う。 ・ 他の医療機関や施設に感染症対策に関する助言を行う。 	<p>県独自に研修を行うのは困難なため、既存の国、団体等の研修を活用する。 今後必要な養成人数等を整理して、研修を受ける支援等を行う。</p>
<p>●中程度の専門性を必要とする人材 (★以外の医療機関専門職員、社会福祉施設管理者・感染症担当者、保健所職員等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策の中核的な存在となる者であり、実践のキーパーソン。 ・ 専門医及び認定看護師等が講師を務める研修会等を受講し、またその学びを自施設等で拡散する立場でもある。 	<p>コロナ対応の経験を踏まえ、必要な人材像を設定した上で、既存の研修を生かしつつ、不足する研修を加える等し、充実していく。 練度の定着が必要なものは、反復して研修を受けられるよう、長期的、継続的に進めるものとする。</p>
<p>◆基本的知識と技術を必要とし、集団内の感染症拡大防止のために必要な人材 (介護従事者、保育士、教員等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分自身が正しい感染症対策行動の実践者となり、また関わる人々（利用者等）に波及させることができる存在。 ・ 県民に広く情報を届けることができる人材。 	

人材育成の優先順位

優先順位の考え方

対象	課題
社会福祉施設 （管理者・感染症担当者） 社会福祉施設等配置医師（嘱託医）、協力医療機関の医師 養護老人ホーム、介護老人福祉施設、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人保健施設、障害者支援施設（入所）、障害者短期入所、自立訓練（宿泊型）、乳児院等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の流行が継続しており、クラスターが多数発生している。 ・感染症の種類にもよるが、こども、障害者、高齢者等は、重症化リスクが高くなる。 ・年齢や障害の有無によっては十分な感染対策ができない場合があり、職員の感染症対策が重要。 ・感染症の対応方針が、職員に十分共有できていない。 ・医療機関に比べて、標準予防策や感染症対策を学ぶ機会が不足している。 ・感染症対応が可能な専門職の配置が少ない。 ・クラスターが発生し支援に入った施設では、平常時から、手指消毒や感染予防具の正しい使用がされていないことがあった。
医療機関 （感染症担当専門職員等） ※感染対策向上加算1、加算2の40医療機関を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の流行が継続しており、クラスターが多数発生している。 ・入院患者は、基礎疾患や高齢により重症化リスクが高い。 ・利用者本人では、感染症対策ができない場合があり、職員の感染症対策が重要。 ・クラスターが発生し支援に入った施設では、平常時から、手指消毒や感染予防具の正しい使用がされていないことがあった。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対応をするために、感染症の基本的知識の習得が必要である。 ・感染症担当職員として個人及び集団の感染症対策を支援する役割において、専門的知識を必要とする。
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢的な未熟さがあるが、各自での基本的感染症対策（マスク等）が可能。 ・集団行動での指示が入りやすい。
民間企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内での感染症対策が必要だが、各自での基本的感染症対策（マスク等）が可能。

人材育成の議論の進め方

部会	内容
今回（第2回）	<ul style="list-style-type: none">・ 育成する人材と今年度の議論の進め方・ 各人材の役割と研修項目・ 令和4年度の研修について
第3回	<p><研修の体系></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現在の研修実施状況とその過不足・ 補充すべき研修内容（含：頻度、方法）
第4回	<p><研修の体系、個別の研修内容></p>
第5回以降	<p><個別の研修内容></p>

感染症対策に関する既存の研修

区分	★高度の専門性を必要とする人材 (a)	●中程度の専門性を必要とする人材 (b)	◆基本的知識と技術を必要とし、集団内の感染症拡大防止のために必要な人材 (c)
医療機関 (M)	M-a-1 ICD講習会 (ICD制度協議会) 【R3年25回(オンデマンド配信のため、受講人数不明)】 M-a-2 感染管理認定看護師教育課程 M-a-3 感染管理認定看護師対象のキャリアアップ研修会 (日本看護協会) 【R3年6名】	M-b-1 病院管理者向けクラスター発生時の対応研修(新型コロナ課) 【R3年2回、延べ125機関】 M-b-2 Welcome Seminar in Shizuoka(地域医療課：県医師会へ委託) 【R4年50名】 M-b-3 感染リスクの低減に必要な知識と対策(日本看護協会) 【R3年3名】 M-b-4 感染予防リンクナースの役割(県看護協会) 【R3年70名】 M-b-5 在宅、施設における感染予防対策の実践(県看護協会) 【R3年40名】 M-b-6 臨床検査技師のためのPCR検査に関する研修(新型コロナ課：県臨床衛生検査技師会へ委託) 【R2年21名】 M-b-7 臨床検査技師のための検体採取実技研修(新型コロナ課：県臨床衛生検査技師会へ委託) 【R2年7名】	
	M-a-4、M-b-8 集団感染が発生した病院・施設における支援活動研修 (DMAT隊員向け) (新型コロナ課) 【R3年81名】		
	M-a-5、M-b-9 院内感染対策講習会(厚生労働省：日本感染症学会へ委託) 【R3年4回、延べ33名】		
		M-b-10、S-b-1、S-c-1	
社会福祉施設 (S)		看護の質向上促進研修 (地域医療課：県看護協会へ委託) 【R3年4回、延べ140名】	S-c-2 高齢者、障害者施設のための感染症講座(県社協) 【R3年2回、延べ180名】 S-c-3 こどもがいる現場のための感染症講座(県社協) 【R3年90名】
		S-b-2 新型コロナウイルス感染症に係る入所施設嘱託医・配置医・協力医向け研修 (新型コロナ課) 【R4】 S-b-3 リーダー育成研修 (福祉指導課：県病院協会へ委託) 【R4】 S-b-4 新型コロナウイルス感染症対策研修会 (県老協) 【R3年2回、延べ160名】	
		S-b-5、S-c-4 感染症予防対策研修会(各保健所) 【R3年4回、延べ54名】	
		S-b-6、S-c-5 介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修 (厚生労働省) 【R3年20施設】	
行政機関 (G)	G-a-1 FETP研修 (国立感染症研究所)	★医師・看護師・介護士向けの研修が主 G-b-1 感染症集団発生対策研修(国立保健医療科学院) 【R3年0名】 G-b-2 エイズ対策研修 (国立保健医療科学院) 【R3年0名】 G-b-3 HIV検査相談研修会 (エイズ予防財団) 【R3年1名】 G-b-4 食品衛生危機管理 (国立保健医療科学院) 【R3年1名】 G-b-5 細菌研修 (国立保健医療科学院) 【R3年1名】 G-b-6 疫学統計研修 (国立保健医療科学院) 【R3年0名】 G-b-7 行政支援リーダー研修 (日本公衆衛生協会) 【R3年3回、8名】 G-b-8 地方衛生研究所サーベイランス業務従事者研修(国立感染症研究所) 【R3年0名】 G-b-9 結核研究所各コース研修 (結核研究所) 【R4年4名】 G-b-10 結核予防技術者地区別講習会(感染症対策課) 【R3年15名】 G-b-11 感染症及び食中毒処理研修会 (衛生課) 【R3年19名】 G-b-12 鳥インフルエンザ防疫従事者演習(畜産振興課) 【R3年88名】 G-b-13 予防接種講演会(感染症対策課：予防接種センター委託事業) 【R3年2回、延べ80名】	S-c-6、G-c-1 感染対策研修用動画 (福祉指導課：県病院協会委託事業) 【R4】

感染症対策を担う人材育成について

論点② 各人材の役割と研修項目

○感染症対応における各人材の役割設定

○役割を果たすために学ぶべきこと

研修対象者に求められる役割と必要な研修項目 (感染症総論については全対象者に実施することを想定)

【社会福祉施設】

区分	求められる役割	研修項目（学ぶべきこと）
【管理者】 施設管理の総責任者 （利用者のケアと感染症対策の両立を図る司令塔）	<ul style="list-style-type: none"> ・ B C P を作成させ、職員に対し指示命令ができる ・ 県及び市町関係部署、保健所等への報告及び必要な連携ができる ・ 配置医師、協力医療機関と相談及び連携ができる ・ 情報リテラシーを持ち適切な処置を取ることができる（リスクマネジメント、利用者の不利益にならない対応等） ・ 感染症発生時に対応ができるよう、平時から訓練を企画・実施することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の B C P の作成と運用 ・ 関係機関の役割と連携 ・ リスクマネジメント・リスクコミュニケーション ・ 職員の健康管理 ・ 感染症発生時の本部体制の構築と運営 ・ 平時の備え（体制、医療連携、危機管理予算等）
【配置医師】 施設利用者の健康管理と感染症予防・拡大防止対策の指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の特性を理解し、適切な治療・処置ができる ・ 感染拡大防止のために医学的視点からの施設運営への助言、指導ができる ・ 必要に応じて協力医療機関と連携し適切な措置を取ることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の診療ガイドライン（流行しているまたは流行するおそれのある新興・再興感染症について） ・ 施設内感染管理 ・ クラスタ予防と発生時の対応 ・ 感染症法に基づき医師が行う業務
【感染対策担当者】 施設の感染管理の現場責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ B C P を理解している ・ 日々の感染症に関するサーベイランスを実施する ・ 感染症を早期に探知し、管理者に報告する ・ 感染者に配置医師、協力医療機関の助言を基にケアを提供する ・ 感染拡大防止に必要な措置を介護者に指示でき、適宜見直しを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の B C P の作成 ・ 施設内の情報集約とアセスメント ・ 利用者の健康観察 ・ 関係機関との情報共有・連携 ・ 感染予防及び感染拡大防止の施設内指導（理論と実践） ・ 平時に備えておくべき感染症対応（知識・物品管理・手技）
【介護者】 ケアと感染予防の実践者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の健康観察を行い、感染症を早期発見し、感染対策担当者に報告できる ・ 管理者及び感染対策担当者の指示に基づきケアを実施する ・ 感染拡大防止策を理解し、感染を防止する手技等が実践できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の健康観察 ・ 感染予防及び感染拡大防止（理論と実践） ・ 施設内の環境整備

研修対象者に求められる役割と必要な研修項目 (感染症総論については全対象者に実施することを想定)

【医療機関】

区分	求められる役割	研修項目（学ぶべきこと）
【管理者】 医療提供及び感染症対策における総責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ B C P を作成させ、職員に対し指示命令ができる ・ 保健所等への報告及び必要な連携ができる ・ 入院受入等の判断を行う ・ 情報リテラシーを持ち適切な処置を取ることができる（リスクマネジメント、患者の不利益にならない対応 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の B C P の作成と運用 ・ 病院内の指揮命令 ・ 関係機関との連携 ・ 感染症にも対応した医療の提供（含：入院受入及び調整） ・ リスクマネジメント・リスクコミュニケーション ・ 職員の健康管理
【感染症担当専門職員（ICT構成員等）】 専門知識を活かし院内感染対策を行うリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ B C P を理解している ・ 日々の感染症に関するサーベイランスを実施する ・ 感染症を早期に探知し、管理者に報告する ・ 感染拡大防止のために必要な措置を講じ、他の職員に指導、助言することができる ・ 必要に応じて、他の医療機関や社会福祉施設に対し感染症対策の助言を行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の B C P の作成 ・ 院内の情報集約とアセスメント ・ 感染症の特性に合わせた感染予防・感染拡大防止の指導（理論と実践） ・ 感染症の診療ガイドライン（流行しているまたは流行するおそれのある新興・再興感染症について）
【感染担当専門職員以外の専門職】 感染症対策の実践者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症を早期に探知し、感染症担当専門職員に報告する ・ 感染拡大防止に必要な措置を自ら実践できる ・ 患者に対し、感染予防・感染拡大防止の支援ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の健康観察 ・ 患者の疾病に適した感染予防・感染拡大防止（理論と実践）

感染症対策を担う人材育成について

論点③ 令和4年度の研修について

○研修対象者について

感染症対策を担う人材育成について（令和4年度研修計画）

項目		内容
対象		県内社会福祉施設の管理者（感染症担当職員も可）
研修	時期	令和4年9月～10月
	実施方法	ハイブリット型及びオンデマンド配信（ <u>詳細は今後検討</u> ）
その他		令和4年度に研修を実施しない対象者については、各機関で作成されている既存の研修動画や資料を分かりやすく整理し、組織内での研修や自己学習ができるように周知。

区分	●中程度の専門性を必要とする人材(b)	◆基本的知識と技術を必要とし、集団内の感染症拡大防止のために必要な人材(c)	FICT・保健所等クラスターの現場支援から分かってきたこと
社会福祉施設(S)	S-b-1、S-c-1 看護の質向上促進研修（地域医療課：県看護協会委託事業）【R3年4回、140名参加】		<ul style="list-style-type: none"> ・BCPが作成されていない施設や、BCPに基づく行動となっていない施設があった。 ・平時から介護者にアルコール手指消毒が習慣化されていなかったり、介護場面での飛沫対策が不十分であった。 ・職員の休憩室の環境が感染拡大につながったケースがあった。
	S-b-2 新型コロナウイルス感染症に係る入所施設嘱託医・配置医・協力医向け研修（新型コロナ課）【R4】	S-c-2 高齢者、障害者施設のための感染症講座(県社協)【R3年2回、延べ180名】	
	S-b-3 リーダー育成研修（福祉指導課委託事業）【R4】	S-c-3 こどもがいる現場のための感染症講座(県社協)【R3年90名】	
	S-b-4 新型コロナウイルス感染症対策研修会（県老施協）【R3年2回、延べ160名】		
	S-b-5、S-c-4 感染症予防対策研修会（各保健所）【R3年4回、延べ54名】		
	S-b-6、S-c-5 介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修（厚生労働省）【R3年20施設】		
	★医師・看護師・介護士向けの研修が主	S-c-6 感染対策研修用動画（福祉指導課：県病院協会委託事業）【R4】	

情報提供

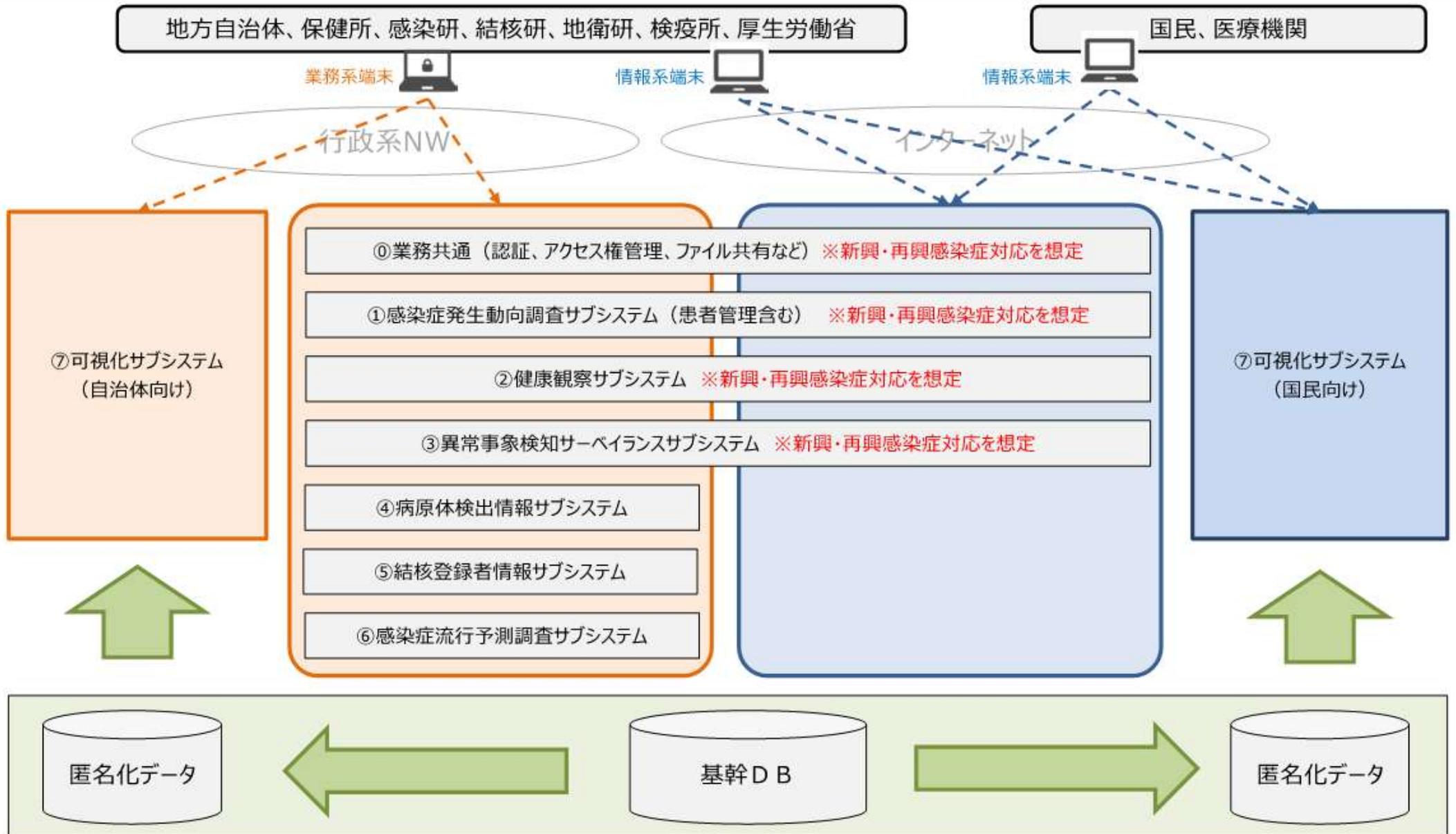
新型コロナウイルス感染症に係る入所施設嘱託医・配置医・協力医向け研修について

施設に関わる医師が新型コロナウイルス感染症の診療の考え方や施設におけるクラスター対応について理解を深めることを目的として、新型コロナ対策企画課が下記研修会を開催する。

実施日時	令和4年7月10日（日） 午後2時から3時30分
実施方法	ハイブリット型研修（集合型講義形式+Zoom）
対 象	政令市を含む県内入所施設に関わる医師
会 場	静岡県医師会館
講 師	静岡県立静岡がんセンター 感染症内科部長 倉井 華子 氏
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 静岡県の新型コロナウイルス感染症の感染動向及び県の方針について・ 施設内療養に関する診療の考え方・クラスター対応における医師の役割について

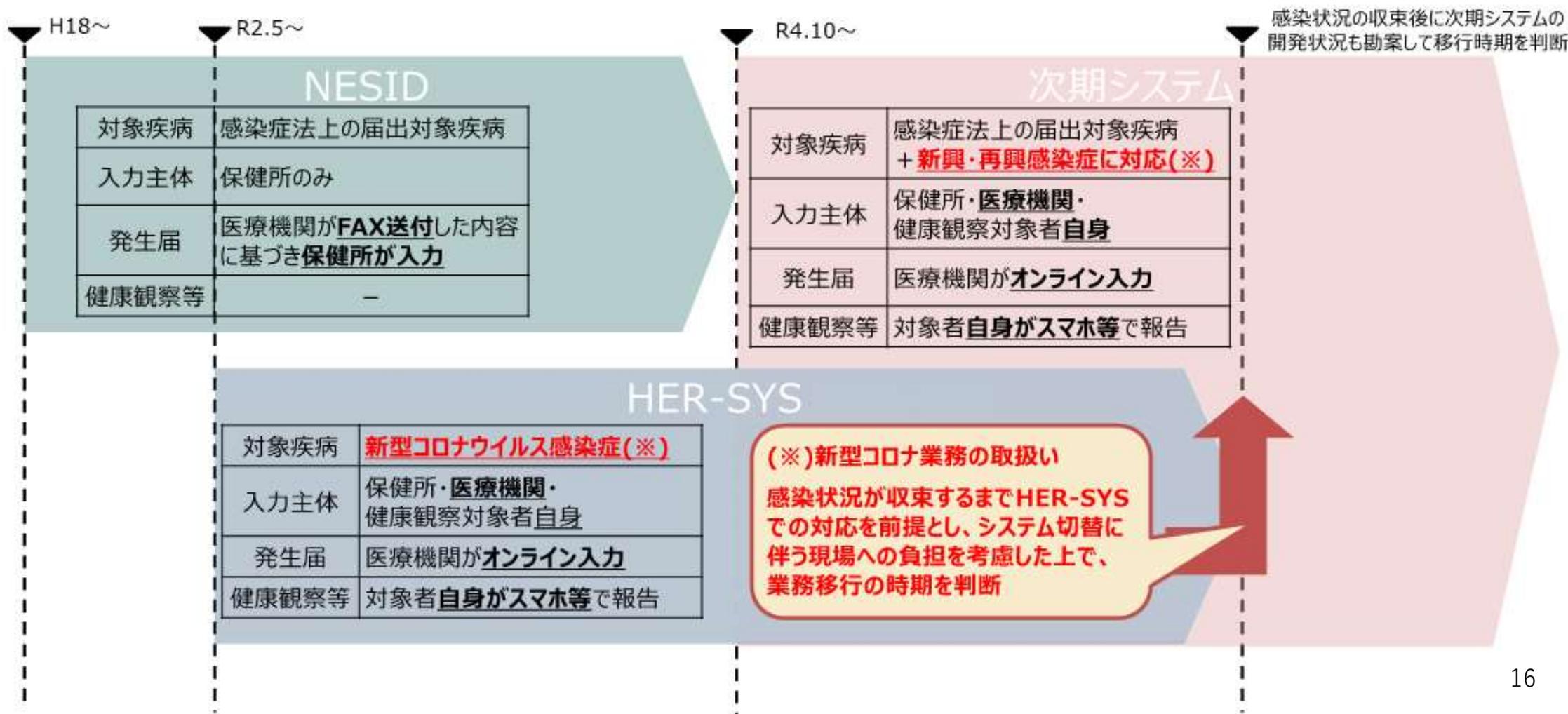
1. 次期システムの概要について

○ 感染症対策及び新型コロナウイルス感染症対策に資する関連システム（NESID、HER-SYS等）の現行契約が満了することに伴い、民間クラウドに基盤を統合し運用の効率化を図るとともに、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする「次期感染症サーベイランスシステム（仮称）」を整備する。



2. 次期システムへの業務移行について

- 新型コロナウイルス感染症対策に関して日々刻々と変化する状況に適時適切に対応すべくHER-SYSではアジャイル開発が続いており、すべての機能を直ちに継承することが困難な状況の中で、新型コロナ業務を次期システムに移行することは現場の業務負荷が大きいと考えられることから、**感染状況が収束するまでは新型コロナ業務をHER-SYSで対応することを前提に開発を進めること**としたい。
- 新型コロナ業務が継続する中で、届出対象疾病に係る医療機関からの報告を一斉にオンライン入力に切り替えることは、現場への負担が大きいと考えられることから、**令和4年10月以降に自治体ごとに順次医療機関等からのオンライン入力を開始することを想定している。**



3. 厚生労働省の次期感染症サーベイランスシステム運用に向けた事前準備

1 概要

感染症サーベイランスシステム（NESID）について、厚生労働省が次期感染症サーベイランスシステム（以下「次期システム」という。）への更改手続を行っている。

次期システムでは、医療機関における発生届のオンライン入力が可能となるほか、厚生労働省は、令和4年10月から次期システムの運用開始を予定しており、各自治体、医療機関等は次期システムの運用に向けた事前準備を求められている。

2 次期システム運用に向けた事前準備

項目	期間	県	政令市	県保健所	環衛研	医療機関
利用統括 責任者登録	～7/15	○	○	—	—	—
利用者認証実施者登録	～7/15	—	—	○	○	—
システム疎通確認の実施	7/7～15	○	○	○	○	○
新規アカウント発行予定	8月	—	—	国発行	—	—
	9月	—	—	—	—	県/政令市発行

3 現行システム（NESID）と次期システムの比較（厚生労働省資料より）

項目	現行システム（NESID）	次期システム見込	参考（HER-SYS）
対象疾病	感染症法の届出対象疾患	感染症法の届出対象疾患 新興・再興感染症	新型コロナウイルス感染症
入力主体	保健所	保健所、 <u>医療機関</u> 、 健康観察対象者自身	保健所、医療機関、 健康観察対象者自身
発生届対応	・医療機関がFAXにより届出 ・保健所が入力	<u>医療機関がオンライン入力可能</u>	医療機関がオンライン入力可能
健康観察等	—	<u>対象者自身がスマホ等により報告</u>	対象者自身がスマホ等により報告
業務移行	・R4.10～次期システムへ移行予定	・R4.10から運用開始予定 ・随時機能改善	・移行時期未定 (感染状況収束までHER-SYS利用)